

確 約 書

年 月 日

福知山市長 様

私は、福知山市農山村地域空き家情報バンク制度の所有者登録にあたりまして、下記の事項について確約します。

(下記の5つの□すべてに✓を記入してください。)

- 1 福知山市農山村地域空き家情報バンク制度要綱第5条第2項の規定に該当する物件です。
 はい
- 2 利用希望者の居住・移転の意思及び基本的人権を尊重します。
 はい
- 3 本物件を福知山市農山村地域空き家情報バンク制度へ登録することについて、親族及び相続関係者から同意を得ています。
 はい
- 4 福知山市農山村地域空き家情報バンクは利用希望者へ情報提供する制度です。利用希望者との間における空き家等に関する売買、賃貸借等の交渉又は契約については、市内の宅地建物取引業者（協力協会員）による仲介を依頼します。
(本市は交渉及び契約については、直接関与しないものとします。)
 はい
- 5 福知山市農山村地域空き家情報バンクに登録完了後も、衛生的で適切な状態を維持するため引き続き管理します。
(物件の管理状況により、登録を抹消する場合があります。)
 はい

万一第三者などから異議の申立て等があった場合は、私自身で解決し市には一切の迷惑はかけません。

氏 名 _____

【福知山市農山村地域空き家情報バンク制度要綱〔抜粋〕】

(空き家等の登録申込み等)

- 第5条** 空き家情報バンク制度による空き家等の登録を受けようとする所有者等は（以下「申込者」という。）は、福知山市農山村地域空き家情報バンク登録（変更）申込書（別記様式第1号）に必要な書類を添付して提出しなければならない。
- 2 市長は、前項の規定による登録の申込みがあったときは、その内容を確認し、空き家等の売買及び賃貸を生業としない個人の所有で、当該物件が次の各号のすべてに該当する場合には、空き家等所有者登録台帳（以下「所有者台帳」という。）に登録するものとする。ただし、申込者が福知山市暴力団排除条例（平成24年福知山市条例第17号。以下「暴力団排除条例」という。）第2条に規定する暴力団、暴力団員等又は暴力団密接関係者である場合は、この限りでない。
 - (1) 所有権以外の権利の設定がない物件
 - (2) 相続が発生していない物件
 - (3) 共有名義の場合は、各名義者の承諾が得られている物件
 - (4) 第1条に規定する目的を達成するに当たり良好な状態で管理されている物件
 - 3 市長は、前項の規定による登録をしたときは、福知山市農山村地域空き家情報バンク登録完了書（別記様式第2号）により当該申込者に通知するものとする。
 - 4 市長は、第2項の規定による登録をしていない空き家等で、空き家情報バンク制度による登録が適当と認めるものは、当該所有者等に対して当該制度による登録を勧めることができる。